

# 資料編

# 1 . 南丹市福祉計画等策定委員会設置要綱

平成18年7月1日

告示第299号

## (設置)

第1条 南丹市における地域福祉計画及び次世代育成支援行動計画、障害福祉計画等福祉に関する施策の総合的かつ計画的な検討及び推進を図るため、南丹市福祉計画等策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

## (協議内容)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 南丹市地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) 南丹市次世代育成支援行動計画の策定に関すること。
- (3) 南丹市障害福祉計画の策定に関すること。
- (4) その他策定委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

## (組織)

第3条 策定委員会は、委員35人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 社会福祉に関する学識経験者
- (3) 児童福祉に関する学識経験者
- (4) 障害者福祉に関する学識経験者
- (5) 保健医療部門に関する学識経験者
- (6) 南丹市民生児童委員協議会代表者
- (7) 南丹市社会福祉協議会代表者
- (8) 関係団体代表者
- (9) 警察消防関係者
- (10) 学校関係者
- (11) 行政関係者
- (12) その他市長が必要と認める者

3 策定委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員のうちから互選する。

4 委員長は委員会を統括し、会議の議長となる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

## (任期)

第4条 委員の任期は、第2条に定める協議内容が終了するまでの間とする。ただし、任期中であっても委嘱された時の要件を欠くに至ったときは、委員の職を失う。

2 委員に欠員が生じたときは、新たに委員を委嘱するものとし、その委員の任期は前任者の残任

期間とする。

(会議)

第5条 策定委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、委員の委嘱後の最初の会議は市長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係職員の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(小委員会)

第6条 策定委員会は、第2条に定める協議内容の一部について調査、審議等を行うため、委員の中から選任する小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、委員長が会議に諮り別に定める。

(庁内作業チーム)

第7条 策定委員会は、前条第1項の規定に基づき設置する小委員会の調査、審議に必要な資料作成を行うため、必要に応じて関係職員で組織する庁内作業チーム(以下「チーム」という。)を置くことができる。

- 2 チームの組織、運営その他必要な事項は、委員長が会議に諮り別に定める。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、福祉事務所において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年7月30日告示第180号)

この要綱等は、平成19年8月1日から施行する。

## 2. 南丹市福祉計画等策定委員会地域福祉計画小委員会委員名簿

番号	所 属	地域福祉計画 小委員会	備 考
1	市議会議員厚生常任委員会	橋 本 尊 文	～平成 20 年 2 月
	市議会議員厚生常任委員会	谷 義 治	平成 20 年 3 月～
2	佛教大学社会福祉学部教授	岡 崎 祐 司	小委員会委員長
3	船井医師会会長	佐 藤 史 朗	
4	(元) 園部町民生児童委員協議会会長	高 井 豊	
5	南丹市社会福祉協議会管理部長	榎 原 克 幸	
6	八木町ボランティア連絡協議会副会長	松 本 則 子	小委員会副委員長
7	南丹市老人クラブ連合会副会長	吉 田 義 一	
8	京都中部広域消防組合園部消防署警防課長補佐	森 十 紀 人	
9	教育委員長	勝 田 正 巳	平成 18 年度委員
	教育委員長	齊 藤 進	平成 19 年度委員
10	南丹保健所福祉室室長	中 川 剛	平成 18 年度委員
	南丹保健所福祉室室長	白 敷 宗 雄	平成 19 年度委員
11	(元) 園部区長会会長	田 中 博	
12	女性の船南丹船井支部	岩 田 佳 枝	

---

南丹市地域福祉計画  
誰もが安心して、つながりながら住み続けられるまち

平成 20 年 3 月発行

編集発行：南丹市福祉部社会福祉課  
〒622-8651 南丹市園部町小桜町 47 番地  
TEL / 0771-68-0007 FAX / 0771-68-1166

---